

水俣市告示第112号

水俣市建設工事総合評価落札方式試行要領を次のように定める。

令和8年10月5日

水俣市長 高岡利治

水俣市建設工事総合評価落札方式試行要領
(趣旨)

第1条 この要領は、水俣市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札参加者の新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案、同種工事の施工実績及び工事成績等に対する評価（以下「技術評価」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して、法令及び水俣市建設工事総合評価落札方式試行ガイドラインその他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、災害その他の理由により緊急を要する工事及び小規模な工事を除いた高度な技術提案を要する工事及び技術的余地が認められる工事とする。
(総合評価審査会等)

第3条 次に掲げる事項について審査を行うため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 落札者決定基準に関すること。
- (2) 評価値の決定に関すること。
- (3) 総合評価の審査等に必要な事項に関すること。

2 審査会の委員は、水俣市工事指名等審査会設置規程（昭和61年7月25日規程第2号。以下「審査会規程」という。）第3条に規定する水俣市工事指名等審査会の委員をもって充てるものとする。

3 審査会の会長、会議、議決の方法等、持回り審議及び庶務については、審査会規程第5条から第7条及び第11条の規定を準用するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の審査を行うにあたっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の徴取において、併せて、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の意見聴取は、設計担当部署及び財政課が行うものとする。

(総合評価の方法)

第5条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点及び要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される施行体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

評 価 値 = 技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

(技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目は、総合評価の形式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件に応じ設定するものとする。

(2) 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価落札方式により入札を行う場合において、一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）のときは公告等、指名競争入札のときは指名通知等により、次に掲げる事項を明記するものとする。

(1) 総合評価落札方式による入札であること。

(2) 評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）

(3) 評価の方法及び落札者の決定方法

(4) 施工計画等が履行できなかった場合の措置

(5) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事項

(施工計画書の提出)

第8条 施工計画書については、一般競争入札の入札参加希望者は、公告等に示した提出期限までに提出するものとし、指名競争入札の指名業者は、指名通知等に示した提出期限までに提出するものとする。

2 施工計画書の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 施工計画書の作成等に要する費用は、入札参加希望者又は指名業者の負担とする。

(2) 施工計画書の返却及び公表は原則として行わないものとする。

(3) 施工計画書の提出後における計画変更は認めない。

3 施工計画書の様式については、公告等において個別に定めるものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第5条第1項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高いものを落札者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(審査結果の公表)

第10条 審査結果については、水俣市公共工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成13年11月6日告示第60号）によるもののほか、入札参加者名、技術評価点、入札価格及び評価値を落札者の決定後、速やかに公表するものとする。

(落札者として決定されなかった場合の理由の説明)

第11条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（水俣市の休日を定める条例（平成2年9月28日条例第15号）第1条に規定する市の休日（以下、「市の休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して、書面（様式自由）により落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、説明をもとめることができる最終日の翌日から起算して14日（市の休日を除く。）以内に回答するものとする。

(価格以外の評価)

第12条 市長は、総合評価落札方式により決定した落札者等が提出した資料等に関し、虚偽記載等明らかな悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、水俣市工事

等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１２年９月２８日告示第６２号）に基づく指名停止その他の措置を行うことができるものとする。

（秘密の保持）

第１３条 総合評価に関する審査結果の公表を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しないものとする。

（その他）

第１４条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和８年１０月５日から施行する。